

二、昭和八年下半年ノ割當ハ前項織機中昭和八年六月末迄ニタオルノ製織ヲ爲サザルモノヲ除キタル織機ノ能力ヲ基準トスルコト

三、昭和九年ノ割當ハ昭和八年下半年ノ實生産高ト前號ノ織機能力トヲ基準トスルコト

四、昭和十年以降ハ毎年其ノ前年ノ實生産高ヲ基準トスルコト

(ロ) 生産設備増加ニ對スル制限

生産設備ノ増加ヲ自由ニ放任スルコトハ統制ノ趣旨ニ反スルヲ以テ需給關係ヲ考慮シ毎年一定ノ範圍ニ於テ増加率ヲ定メ夫以上ノ設備増加ヲ禁止スルコト

増加設備ニ對シテハ最初ノ一年間五割ノ生産制限ヲ課シ尙其ノ増加設備ニ依ル製品ノ統制手數料ハ三年間原手數料ノ十倍ヲ徵收スルコト

3 販賣統制

販賣統制ノ實行方法トシテハ取扱商人ヲ限定シ指定商人以外ニ販賣セントスルトキハ凡テ組合ヲ通ジテ販賣セシムルコト

尙輸出品ニ付テハ共同販賣ヲ實施スルノ必要アルモ直ニ實施スルコト困難ナルヲ以テ差當リハ販賣ノ斡旋ノ程度ニ止メ可成速ニ共同販賣ヲ實施スル様準備ヲ進ムルコト

4 品種毎ニ標準規格ヲ設ケ昭和八年六月迄ニ多數多様ノ製品ヲ整理シテ成ルベク標準規格ニ依ラシメ昭和八年七月以降ハ標準規格以外ノ製品ノ製造ヲ禁止スルコト尙特殊品ニシテ標準規格ニ依リ難キモノハ統制實行機關ノ承認ヲ得テ其ノ品種ヲ明記シテ除外例ヲ設クルコトヲ得セシムルコト

5 製品ノ検査

統制ヲ確保シ製品ノ品質ヲ改善スル爲検査ヲ行フコト

(イ) 検査ハ整理前及整理後ノ二回ニ之ヲ行フ

(ロ) 検査ノ結果合格ト爲リタルモノハ每打或ハ每反合格印章ヲ押捺シ不合格ト爲リタルモノニハ每品不合格ノ印章ヲ押捺ス

三、統制ノ實行機關

統制ノ實行機關ハ日本タオル工業組合聯合會トスルコト

四、統制取締ノ方法

日本タオル工業組合聯合會所屬組合ニ加入セザル業者ハ成ルベク加入ヲ勸誘シ又工業組合ナキ地方ノ業者ニ對シテハ既設組合ノ地區擴張或ハ工業組合ノ設立其ノ他ノ方法ニ依リ本統制ニ参加セシム

ルコトニ努ムルモ尙參加セズシテ統制ヲ紊ス虞アル者ニ對シテハ法令ノ運用ニ依リ統制ノ確保ヲ圖ルコト

三、費用ノ支辨ノ方法

統制及検査ノ費用ニ充ツル爲左ノ手数料ヲ徴收スルコト

(イ) 統制證紙料

- (一) 浴巾 一打一三〇匁以下一枚ニ付 二厘
- 同 一三〇匁ヲ超エ一七〇匁以下ノモノ一枚ニ付 二厘五毛
- 同 一七〇匁ヲ超エルモノ一枚ニ付 三厘
- (二) 湯上ゲ 一打六〇〇匁以下一枚ニ付 八厘
- 同 六〇〇匁ヲ超エルモノ一枚ニ付 一錢二厘
- (三) 反物 一反一貫二百匁以下一枚ニ付 一錢五厘
- 同 一貫二百匁ヲ超エルモノ一枚ニ付 二錢五厘
- (四) 腰卷 一打 八厘
- (五) ハンカチーフ一打 一枚ニ付 一厘

(ロ) 検査手数料

- (一) 浴巾 一打ニ付 二厘
- (二) 湯上ゲ 一打ニ付 五厘
- (三) 反物 一反ニ付 八厘
- (四) 腰卷 一打ニ付 五厘
- (五) ハンカチーフ 一打ニ付 五毛

六、統制開始ノ時期

昭和八年二月一日ヨリ實施スルコト

七、其ノ他

- (イ) 統制ニ關スル重要事項ニ付テハ販賣業者側ノ意見ヲ述ブルノ機會ヲ與フルノ制度ヲ設クルコト
- (ロ) 工業組合ナキ地方ニ付昭和七年末据付ノ織機數ヲ調査シ同日以降新設ノ織機ハ第二項2ノロニ準ジテ取扱フコト

一〇 セルロイド刷子工業統制要綱

一、統制すべき範圍

- (イ) 品 種 輸出セルロイド齒刷子、爪刷子、眉毛刷子及其ノ柄
- (ロ) 地 域 全國、但シ差當リテハ左ノ關係府縣トス

大阪府、京都府、東京府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、愛媛縣、徳島縣、廣島縣

二、統制ノ方法

- (イ) 生産分野ノ決定並ニ規格ノ統一(刷子柄形ノ登録)
- (ロ) 植毛所ノ限定(本組合ノ共同植毛所又ハ本組合ノ指定シタル植毛所)
- (ハ) 製品ノ最低價格ノ決定(刷子及柄)
- (ニ) 製品ノ組合經由販賣並ニ共同販賣及共同販賣ノ場合ニ於ケル生産割當(刷子及柄)
- (ホ) 生産制限(刷子及柄)

三、統制ノ實行方法

- (イ) 生産分野ノ決定
 - (1) 組合員ヲシテ其ノ製造セントスル刷子柄ノ見本ヲ組合ニ提出シ其ノ形狀ノ登録ヲ申請セシム
(刷子柄ノミヲ製造セルモノ亦同ジ) 本申請ニハ柄型ノ所在及型數ヲ明記セシム

輸出組合員ノ提示又ハ考案シタル柄形ニ付テハ組合員ハ輸出組合員ト連名ニテ之ガ登録ヲ申請スベキモノトス

- (2) 前號ノ申請アリタル場合ハ商議員會ニ於テ審査ノ上登録ヲ爲シ組合員ノ生産分野ヲ定ム
前號第二項ノ申請アリタル場合ハ商議員會ハ輸出組合員ノ氏名ヲ登録簿ニ附記スルモノトス
- (3) 前號ノ審査ニ於テハ區別ニ困難ナル類似品又ハ實用ニ適セズト認メタル柄形ハ之ヲ登録セズ
- (4) 組合員ハ登録シタル以外ノモノヲ製造シ又ハ他人ノ登録シタルモノヲ模倣侵害スルヲ得ズ
輸出組合員ト連名ニテ申請ニ登録ヲ受ケタル柄形ニ付テハ組合員ハ其ノ輸出組合員以外ノ者ノ註文ニ應ズルコトヲ得ズ
- (5) 輸出組合員ヨリ正當ノ理由ニヨリテ當該柄形ニ付登録ヲ受ケザル組合員ニ製造ヲ爲サシメントスル申出アリタルトキハ商議員會ハ之ヲ承認スルコトヲ得
前項ニ依リ商議員會必要アリト認メタルトキハ組合員ニ對シ柄形ノ分讓其ノ他ノ命令ヲ爲スコトヲ得
- (6) 柄形ノ登録ハ二ケ年ヲ有効期間トシ延長スルコトヲ得セシム但シ有効期間内ニ賣行ナカリシ品種ニ付テハ期間ノ延長ヲ認メズ

前項但書ノ品種ニ付後ニ製造ヲ爲ス必要ヲ生ジタル場合ニハ従前ノ登録者ニ對シ新規登録ヲ爲ス

(7) 登録シタル柄形ハ商議員會ノ承認ヲ得テ組合員ニ對シテノミ讓渡又ハ分讓ヲ認ム

(8) 登録セサル柄形ノ組合員ノ型ハ組合ニ於テ買上ゲ二ヶ年後ニ鑄潰シ以テ品種ノ單純化ヲ速成

助長ス

(9) 登録ニ付テハ左ノ料金ヲ徴收ス

一、柄形ノ登録

イ、從來ヨリ使用セルモノ 一種ニ付 金二十錢

ロ、新規柄形 同 金四圓

ハ、特許及實用新案品 同 無料

二、有効期間ノ延長 同 金二十錢

三、他人ノ登録柄形ノ讓受 同 金一圓

四、組合員外 前各號ノ五倍

(ロ) 植毛所ノ限定

(1) 組合員ノ製造スル輸出刷子ハ全部組合ノ共同植毛所ニ於テ植毛セシメ植毛證明書ヲ附與ス

(2) 組合ノ共同植毛所ニ於テ組合員ノ需要ヲ充タシ得ザル場合ニハ組合ハ商議員會ノ議ヲ經テ共同植毛所以外ノ植毛所ヲ指定シ植毛セシム

(3) 組合ノ指定植毛所ニ於テ植毛シタル製品ハ組合之ヲ審査シ合格シタルモノニ對シテハ植毛證明書ヲ發給ス

(4) 組合ノ植毛證明書ヲ添付シタル製品ニ非ザレハ輸出又ハ輸出ノ目的ヲ以テ取引スルヲ得ス

(ハ) 最低價格ノ決定

(1) 組合員ヲシテ自己ノ生産ニ係ルモノノ最低價格ノ見本ヲ添ヘテ組合ニ申告セシメ商議員會之ヲ査定ス

(2) 同種ノ製品ニシテ組合員間ニ最低價格ノ異ナル申告アリタルトキハ原價計算書ヲ提出セシメ商議員會之ヲ査定ス

(3) 組合及組合員ハ組合ノ認メタル最低價格以下ニテ販賣スルコトヲ得ズ

(ニ) 製品ノ販賣及生産割當

(1) 組合員其ノ製造スル刷子及刷子柄ヲ出荷又ハ販賣セントスルトキハ其ノ納品書ニ見本ヲ添ヘ

(1) 組合員其ノ製造スル刷子及刷子柄ヲ出荷又ハ販賣セントスルトキハ其ノ納品書ニ見本ヲ添ヘ

(2) 組合員其ノ製造スル刷子及刷子柄ヲ出荷又ハ販賣セントスルトキハ其ノ納品書ニ見本ヲ添ヘ

(3) 組合員其ノ製造スル刷子及刷子柄ヲ出荷又ハ販賣セントスルトキハ其ノ納品書ニ見本ヲ添ヘ

(4) 組合員其ノ製造スル刷子及刷子柄ヲ出荷又ハ販賣セントスルトキハ其ノ納品書ニ見本ヲ添ヘ

組合ニ提出セシム

- (2) 組合ハ前號ノ提示ニ依リ生産分野、植毛及價格ヲ調査シ出荷又ハ販賣ヲ承認ス
- (3) 組合ニ注文アリタル場合ハ組合員ノ生産分野、生産能力及既往ニケル年間ニ於ケル生産數量其ノ他ヲ參酌シ生産ノ割當ヲ爲ス

- (4) 前號ノ割當ヲ受ケタル組合員ハ其ノ製品ヲ組合ニ納入シ組合ハ之ヲ共同販賣ス
- (5) 統制證紙料左ノ如シ

一、齒刷子及爪刷子 一哥ニ付 金二錢

一、眉毛刷子 同 金一錢

一、刷子柄 同 金五厘

一、組合員外 前各號ノ五倍

(ホ) 生産制限

柄形ノ登録實施ノ結果生産制限ヲ必要トスル品種ヲ生ジタル時ハ遲滞ナク商議員會ニ於テ之ガ實行方法ヲ樹立スルコトトス

四、統制確保ノ方法

- (イ) 組合員ガ其ノ製品ヲ出荷又ハ販賣セントスルトキハ納品書ニ見本ヲ添ヘ組合ニ提出セシメ組合ハ之ニ依リ生産分野、植毛及最低價格ヲ調査ノ上統制證紙ヲ貼附ス
- (ロ) 前號ノ手續ヲ履マザル者ハ其ノ製品ヲ出荷又ハ販賣スルコトヲ得ズ
- (ハ) 組合ノ監視員ヲシテ組合員ノ店舗又ハ製造工場ヲ巡視セシメ統制違反ノ豫防及摘發ニ努ム
- (ニ) 大阪、神戸兩税關ニ常ニ監視員ヲ出張セシメ統制違反ノ取締ヲ爲ス
- (ホ) 本組合ノ統制ニ違反シタル者ハ定款ノ定ムル所ニ依リ過怠金ヲ課シ又ハ除名處分ニ處ス

五、實行機關

- (イ) 日本セルロイド刷子工業組合ヲ以テ實行機關トス
- (ロ) 組合ニ商議員會ヲ設ク
- (ハ) 商議員會ハ左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 一、組合ノ理事長、副理事長、専務理事 各一名
 - 一、總會ニ於テ選出セラレタル組合員 四名
 - 一、理事長ノ組合員外ヨリ推薦シタル者 一名
- (ニ) 商議員ノ任期ハ三年トス

會長ハ委員ノ互選トス

商議員會ノ招集及議長ハ會長之ヲ爲ス

(ホ) 商議員會ノ主ナル職務權限左ノ如シ

一、生産分野ノ決定

一、最低價格ノ決定

一、生産制限ノ方法ノ樹立

一、組合ニ注文ヲ受ケタルモノノ生産割當ノ決定

一、本組合ノ共同植毛所以外ノ植毛所ノ指定

一、製品ニ對スル紛議ノ裁定

一、統制ニ關スル違約處分ノ裁定

一、統制ニ關スル諸規則其ノ他必要ナル事項ノ審査

六、諮問機關

(イ) 組合ニ審議會ヲ設ケ統制ノ實施ニ關スル重要事項ヲ諮問ス

(ロ) 審議會ハ左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

- | | | |
|----------------------------|---|---|
| 一、組合員中ヨリ理事長ノ推薦シタル者 | 三 | 名 |
| 一、日本刷子輸出組合員中ヨリ其ノ理事長ノ推薦シタル者 | 三 | 名 |
| 一、原料業者中ヨリ理事長ノ推薦シタル者 | 二 | 名 |
| 一、其ノ他理事長ノ推薦シタル者 | 二 | 名 |

七、實施期日

本統制ハ昭和八年三月一日ヨリ實施ス

産業合理化

第九輯

（實費參拾錢）要送料

昭和八年三月

日本商工會議所

東京市麹町區丸ノ内三ノ一四
電話丸ノ内(23)三三五・三六番
振替口座東京七三七七〇番

終

本パンフレットの寸法は、商工省臨時産業
合理局の決定に係る「紙の仕上寸法規格」
中のA列5番(148mm×210mm)に準據
したるものであり、又用紙は凡て國産品を
使用したものであります。